

大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 制定理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため条例の一部を改正する。

2 改正内容（案）

新旧対照表のとおり

3 施行予定年月日

公布の日から施行する。

<新旧対照表>

○大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新	旧
大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	大田区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
平成26年9月30日 条例第35号	平成26年9月30日 条例第35号
第1条から第9条まで（現行のとおり） （職員）	第1条から第9条まで（略） （職員）
第10条（現行のとおり）	第10条（略）
2（現行のとおり）	2（略）
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市 <u>若しくは同法第252条の22第1項の中核市</u> の長が行う研修を修了したものでなければならない。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市 _____ の長が行う研修を修了したものでなければならない。
（1）から（10）まで（現行のとおり）	（1）から（10）まで（略）
4及び5（現行のとおり）	4及び5（現行のとおり）
第11条から第22条まで（現行のとおり）	第11条から第22条まで（略）
<u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	